

岩手県介護支援専門員の届出・申請書類の一覧

手続き	内容	提出書類	手数料 岩手県収入証紙	備考
事前登録	平成17年度以前に登録した方が8桁の登録番号を取得する手続き	① 事前登録票 ② 登録証明書の写真 ③ 情報提供同意書	-	
新規登録	実務研修を修了した方が、修了後3ヶ月以内に介護支援専門員の名簿に登録を申請する手続き	【登録のみ】 ① 様式第11号 ② 実務研修修了証の写し ③ 住民票 ④ 情報提供同意書 ※登録5年以内ならば、いつでも証発行可	-	・実務研修修了証に記載されている氏名から変更がある場合は、あわせて戸籍抄本又は謄本を提出。
		【登録+証交付】 ① 様式第11号 ② 様式第15号 ③ 実務研修修了証の写し ④ 住民票 ⑤ 情報提供同意書 ⑥ 写真1枚(縦3cm×横2.4cm)	4,300円	
証交付申請	有効期間内の証未保有者が新たに証の交付を受けるために行う手続き	【証未交付の登録者】 ※名簿登録後5年以内か確認すること ① 様式第15号 ② 写真1枚(縦3cm×横2.4cm)	4,300円	・登録している住所、氏名に変更がある場合は、あわせて登録事項変更を行うこと。
		【再研修修了後】 ※再研修修了後5年以内か確認すること ① 様式第15号 ② 写真1枚(縦3cm×横2.4cm) ③ 再研修修了証の写し ④ 介護支援専門員証原本(保有者のみ)	4,300円	
更新申請	有効期間内の証保有者が、証の有効期間を更新するために行う手続き	【実務経験者】 ① 様式第18号 ② 写真1枚(縦3cm×横2.4cm) ③ 介護支援専門員証原本 ④ 更新研修修了証の写し (初回更新…Ⅰ、Ⅱ 2回目更新…Ⅱ)	1,600円	・有効期間満了日の1年前から受付を開始。 ・登録している住所に変更がある場合、登録事項変更もあわせて行うこと。 ・登録している氏名に変更がある場合、書換え申請もあわせて行うこと。
		【実務未経験者】 ① 様式第18号 ② 写真1枚(縦3cm×横2.4cm) ③ 介護支援専門員証原本 ④ 更新研修修了証の写し (実務未経験者に対する更新研修)	1,600円	
再交付申請	証を紛失・破損等した場合に行う手続き	① 様式第17号 ② 写真1枚(縦3cm×横2.4cm) ③ 介護支援専門員証(原本) ※証を紛失した場合のみ不要	1,100円	
登録事項変更	有効期間内の証保有者が住所を変更したときに行う手続き	① 様式第16号の1 ② 住民票	-	
	有効期間内の証未保有者が住所及び氏名の変更を行う時に行う手続き	① 様式第16号の1 ② 住所変更の場合…住民票 ③ 氏名変更の場合…戸籍抄本または謄本	-	
書換え申請	有効期間内の証保有者が氏名を変更したときに行う手続き	① 様式第16号の2 ② 介護支援専門員証(原本) ③ 写真1枚(縦3cm×横2.4cm) ④ 戸籍抄本または謄本	1,600円	

手続き	内容	提出書類	手数料 岩手県収入証紙	備考
登録移転	転入 岩手県以外の都道府県で登録されている方が、岩手県に登録移転を希望する場合に行う手続き	【登録移転のみ】 ① 様式第12号 ② 住民票 【登録移転+証交付】 ① 様式第12号 ② 住民票 ③ 移転元の介護支援専門員証原本(保有者のみ) ④ 写真(縦3cm×横2.4cm)	- 4,300円	・左記の書類を揃えて 移転元の都道府県 に提出すること。
	転出 岩手県登録の方が 他都道府県 に登録移転を希望する場合に行う手続き	① 登録移転先の都道府県の様式 ② 介護支援専門員証の原本(保有者のみ)	移転登録先の県証紙または郵便小為替等	・移転先の申請書類を 岩手県 に提出すること。必要書類については移転先の都道府県担当課にお問い合わせください。
消除申請	死亡、成年被後見人、被保佐人になったとき行う手続き	① 様式第13号 ② 介護支援専門員証(原本) ③ 届出事由を証する書類(除籍謄本等)	-	
	本人申請による手続き	① 様式第14号 ② 介護支援専門員証(原本) ③ 届出事由を証する書面(押印あり)	-	

※ 住民票、戸籍謄本または抄本は写しで可。

※ 写真は申請6ヶ月以内に無帽・無背景で正面から上半身を撮影したものとし、裏面に氏名を記載すること。

提出先 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 保健福祉部長寿社会課 介護福祉担当 あて
TEL:019-629-5435 FAX:019-629-5444 (郵送・持参どちらでも結構です。)

- ・ 申請の混み具合にもよりますが、申請書類を受付けてから証を発送するまでに1～2週間程度お時間をいただきますので、早めの申請をお願いします。
- ・ 更新手続きの際は介護支援専門員証の原本を提出しますので、更新手続き中に介護支援専門員証を利用者等へ提示する場合は各自証のコピーをお取りいただき対応してください。

【届出・申請Q&A】

Q. 実務に就く予定はないが、証の更新はした方がいいですか。

A. いつでも実務に就けるようにしたい場合は証の更新をすることをお勧めします。有効期間が切れた場合には、再研修を修了して証交付を受けなければ実務に就くことはできません。研修の申込み、開催時期は限られていますので、すぐに実務に就くことは難しくなります。更新する場合は必ず有効期間が切れる前に所定の研修を受講してください。

Q. 証の交付を受けていないため、自分の登録番号が分かりません。

A. 名簿登録後にご本人あてに登録番号の通知をしております。登録通知書を紛失した場合は当課までお問合わせください。登録事項を確認のうえ、口頭で登録番号をお知らせいたします。なお、登録通知書の再発行はしていませんのでご了承ください。

その他ご質問がある場合は、よくあるご質問Q&Aをご参照ください。

⇒ [よくあるご質問Q&Aへ](#)